

被災者への支援制度について

三原市社会福祉課

災害弔慰金

1 支給対象

一定規模の災害により亡くなられた方の遺族

2 受給遺族（※相続権利の優先順位①1～5，②の順）

① 1 配偶者， 2 子， 3 父母， 4 孫， 5 祖父母

② 亡くなられた方の死亡当時における兄弟姉妹（亡くなられた方の死亡当時その方と同居し，又は生計を同じくしていた方に限る。）

3 支給額

① 生計維持者が死亡した場合 500万円

② その他の者が死亡した場合 250万円

4 申請に必要なもの

- ・戸籍謄本（死亡記載の戸籍及び支給対象となる方と亡くなられた方との関係が分かるもの）
- ・死亡診断書（写し）
- ・支給対象となる方の印鑑（認印可）
- ・支給対象となる方名義の通帳（写し可）（銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるページ）
- ・本人確認書類（自動車運転免許証等）※顔写真のある証明書類をお持ちでない場合は，健康保険証・年金手帳等を2種類ご提示ください。
- ・相続権利が同順位の方がいる等の場合は同意書等を求める場合があります。

災害障害見舞金

1 支給対象

一定規模の災害により負傷又は疾病にかかり、治ったときに重度の障害を受けた方

2 対象となる障害

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が①～⑧と同程度以上と認められるもの

3 支給額

- ① 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
- ② その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円

4 申請に必要なもの

- ・被災（り災）証明書
- ・支給対象となる方の印鑑（認印可）
- ・支給対象となる方名義の通帳（写し可）（銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるページ）
- ・診断書（市が指定する様式（別紙様式第1号））

広島県災害見舞金

- 1 支給対象
災害により、住居が全壊又は半壊した世帯の世帯主
- 2 支給額
 - ① 全壊した場合 30万円
 - ② 半壊した場合 10万円
- 3 申請に必要なもの
 - ・り災証明書
 - ・世帯主の印鑑（認印可）
 - ・世帯主名義の通帳（写し可）（銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるページ）
 - ・受領権限を委任される場合は、委任状が必要です。

災害見舞金（市）

- 1 支給対象
広島県災害見舞金に該当しない方で、市内に住所を有し、災害により自己の居住の用に供している住家が床上・床下浸水，土砂の流入・発生のいずれかに該当した世帯の世帯主
- 2 支給額
 - ① 床上浸水・土砂の流入^{※1} 1万円
 - ② 床下浸水・土砂の発生^{※2} 5千円

※1 土砂，竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもののうち半壊に至らないもの

※2 土砂の発生とは，自己住家の所在する宅地に隣接する農地，山林等の崩壊，河川の氾濫により宅地内に土砂が相当量たまるもの
- 3 申請に必要なもの
 - ・被災（り災）証明書
 - ・世帯主名義の通帳（写し可）（銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義（フリガナ）がわかるページ）